

新入生に対する一部早期給付(県外高校)

大分県私立高校生等奨学給付金のご案内

奨学給付金について

○大分県では、すべての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活保護世帯又は非課税世帯の保護者を対象に、私立高校生等奨学給付金を支給しています。(返還不要)

○近年、災害等の影響のため、家計負担の特に大きい新入生の保護者に対し、一部(4~6月分)の前倒し給付を行っています。

1 対象となる世帯

① 保護者等 (18 歳以上の生徒については、生計維持者。以下同じ。) 及び ②高校生等について以下の要件をすべて満たす世帯に支給します。

【①保護者等の要件】

a 大分県内に住所を有していること。

※保護者等の一方が単身赴任等で県外在住の場合でも、大分県が生活の本拠である場合は支給対象となります。

b (全日制・定時制及び通信制)

保護者等(親権者等)全員の住民税所得割が非課税であること。

(専攻科)

保護者等(親権者等)全員の住民税所得割が非課税、保護者等(親権者等)全員の住民税所得割の合算額が105,500円未満、又は264,500円未満であり扶養する子が3人以上であること。

【②高校生等の要件】

a 下記のいずれかの私立学校に在学しており、就学支援金又は専攻科支援金の対象者であること。

- ・高等学校(全日制課程・通信制課程)および専攻科課程
- ・専修学校高等課程
- ・専修学校一般課程又は各種学校のうち国家資格者養成課程を置くもの

2 申請について

・支給対象者のうち、一部早期給付を希望される場合は、6月30日(月)までに申請書類を直接大分県に提出してください。(消印有効)

*個人番号を含む申請書類等を郵送される場合は、簡易書留でお願いします。

※一部早期給付を希望されない場合も、7月以降、通常の給付金(年額を一括給付)の申請を行うことができます。

※一部早期給付をされた方について、残りの9か月分の支給を希望される場合は、7月以降に再度申請が必要です。

【重要】マイナンバーを提出する際に、運転免許証等の顔写真付のものでマイナンバー提出者全員の本人確認を行います。マイナンバー提出者全員の証明書(写し)を添付してください(様式1-6)。

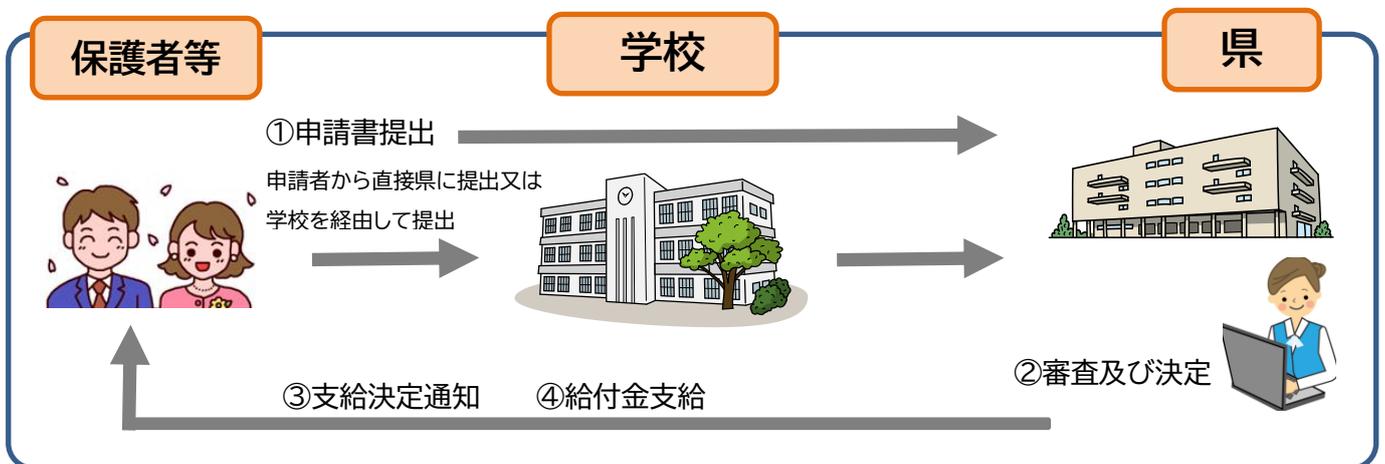
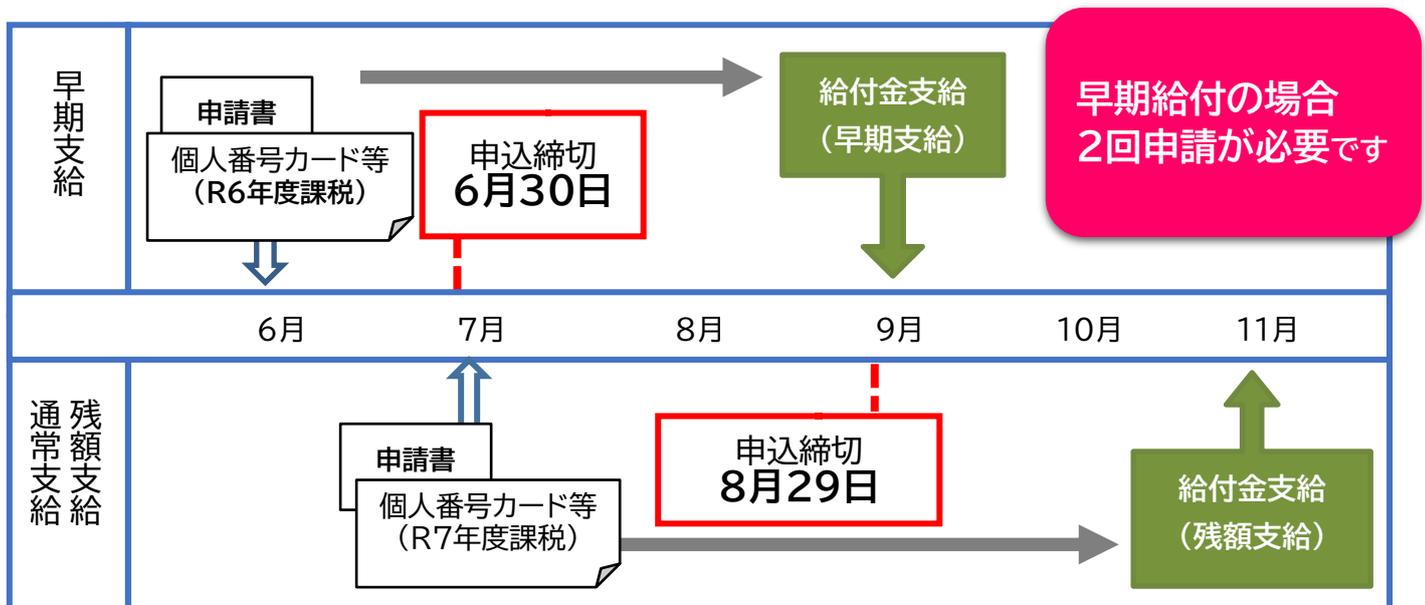
※マイナンバー付住民票も本人確認が必要です。

3 奨学給付金の支給額について

奨学給付金は、高校生等の属する世帯の状況に応じて、対象となる高校生等 1 人ごとに金額が異なります。一人当たりの支給額は下表のとおりです。

区分		4～6月分	7月以降分	合計
生活保護世帯	全日制・通信制	13,150 円	39,450 円	52,600 円
非課税世帯	全日制	38,000 円	114,000 円	152,000 円
	通信制・専攻科	13,025 円	39,075 円	52,100 円
住民税所得割が 105,500 円未満	専攻科	2,605 円	7,815 円	10,420 円
住民税所得割が 264,500 円未満で、 扶養する子が3人以上	専攻科	2,605 円	7,815 円	10,420 円

4 奨学給付金の支給の流れについて（早期給付）



5 奨学給付金の受取りについて

奨学給付金は、申請の認定を受けた後、県から直接保護者等の口座に振込みます。

6 留意事項

- この奨学給付金は、返還の必要がありません。
ただし、不正に受給した場合には、返還のうえ、刑罰が科されることがあります。
- 対象高校生等が2人以上いる場合は、それぞれの在学する学校に必要書類を提出してください。
- 提出の際は、申請書に添付している案内等をよくお読みください。
- 今回の申請は令和7年度の一部早期給付についてのものです。通常の給付金については、別途お知らせします。

7 お問い合わせ先

大分県学事・私学振興課

TEL：097-506-3086